

「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針(案)」に対してお寄せいただいた
ご意見の概要及びそれに対する考え方

	提出者	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	日本公認会計士協会	I 検査の基本事項 1. 検査の目的	「検査は、審査結果に基づき、協会の行う品質管理レビューの運営が適切に実施されているかどうか、監査事務所における法第2条第1項の業務が適切に実施されているかどうかについて、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。(文言は一部省略)」とされているが、「審査結果に基づき」とあるものの、その審査の枠組みについては記述がない。検査の理解に当たって、その前提となる審査の枠組みについても記述されるべきである。	今般の基本指針は、審査会の審査及び検査のうち、検査に関する基本事項等について整理したものです。審査の基本的考え方及び審査の枠組みについては、審査会が公表している「審査基本方針等」に示しております。
2	監査法人	I 検査の基本事項 1. 検査の目的	「公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)が実施する検査は、(中略)審査結果に基づき～」との記述がありますが、「審査結果に基づき」ということの意味を明確にすべきと考えられます。 (理由) どこが実施した審査結果なのか、当該記述だけでは、理解できないためです。	今般の基本指針は、審査会の審査及び検査のうち、検査に関する基本事項等について整理したものです。審査及び検査の枠組みについては、審査会が公表している「審査基本方針等」に示しております。
3	監査法人	I 検査の基本事項 3・検査事項及び検査方法 (2)検査方法 ①	「帳簿書類その他の物件」という用語は、その示す範囲がどこまでなのか不明確であり、明確にすべきと考えられます。 (理由) 帳簿書類という用語は、会計帳簿というニュアンスが感じられることから、その範囲を明示する必要があると考えられるためです。	検査は、公認会計士法第46条の9の2第2項の報告(品質管理レビューの報告)に関して、同法第49条の4第2項の規定により委任された同法第46条の12第1項及び同法第49条の3第2項の規定に基づき実施することになります。 具体的な帳簿書類等は、監査調書や審査関係資料等を想定していますが、検査対象先により帳簿書類等の名称が異なることから、特定することは困難です。

	提出者	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
4	日本公認会計士協会 監査法人 公認会計士	I 検査の基本事項 3. 検査事項及び検査方法 (2)検査方法 ②	イからニまでの法令諸基準等の記載があるが、「協会の事務」である品質管理レビューの実施に当たって準拠すべき基準等と監査事務所が監査を行う場合に準拠すべき基準等は異なるので、これを区別することなく羅列することは適当ではなく、書き分けるべきである。 また、品質管理委員会の運営等を定めた品質管理委員会細則(改正により名称を品質管理委員会運営細則に変更した。)にまで触れる必要はないと思われる。	法令諸基準等を遵守すべき主体は、それぞれの法令諸基準等の中で明らかにされていることから、基本指針において検査対象先ごとに分けて記載する必要はないと考えております。 品質管理委員会運営細則において品質管理レビューの運営について規定されており、検査において品質管理レビューの運営が当該細則に準拠しているかどうかについても検証する必要があることから、明示しております。
5	日本公認会計士協会	I 検査の基本事項 3. 検査事項及び検査方法 (2)検査方法 ②ロ	品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続は理事会の承認を経て協会が制定しているものであり、品質管理委員会が制定するものではない。	ご意見を踏まえ、I 3. (2)②ロを以下のとおり修正致しました。 <修正前> 協会会則及び規則等(倫理規則、…並びに品質管理委員会が制定する品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等) <修正後> 協会会則及び規則等(倫理規則、…並びに品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等)
6	日本公認会計士協会	I 検査の基本事項 3. 検査事項及び検査方法 (2)検査方法 ②ハ、ニ	ハにおいて「協会の指針」とあるのは、「監査基準委員会報告書等の実務指針」に、ニにおいて「協会から公表された実務指針及びQ&A」とあるのは「協会から公表された会計制度委員会等の実務指針及びQ&A」にすることにより、準拠すべきものとして規範性のある指針に限定した記載としていただきたい。	検査においては、監査基準委員会報告書第24号「監査報告」に例示されている「我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準」における日本公認会計士協会の指針、及び「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」における日本公認会計士協会から公表された会計制度委員会等の実務指針及びQ&Aへの準拠性を検証します。

	提出者	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
7	日本公認会計士協会	I 検査の基本事項 3. 検査事項及び検査方法 (2)検査方法 ②	「主に」とされているが、これ以外に何が想定されているのか明確にしていきたい。監査事務所が準拠すべきとして明確に示されている法令諸基準等以外の検査の基準等があるのであれば、検査マニュアルとして公表し、監査事務所がそれに事前に対応する準備ができるようにすべきである。	イ. からニ. までの掲げる法令諸基準等以外に、監査事務所における内部規程、ガイドライン及び通達等を想定しております。なお、検査は法令諸基準等及び監査事務所の内部規程等への準拠性を検証するものであり、そのほかの「検査の基準等」は想定しておりません。
8	日本公認会計士協会	I 検査の基本事項 3. 検査事項及び検査方法 (2)検査方法 ②	検査対象となる監査業務が実施されたときに適用されていた法令諸基準等への準拠状況を検査するものであることを明確にすべきである。例えば、品質管理基準委員会報告書第1号が適用されるのは平成18年4月1日以降開始する事業年度に係る監査からであるので、検査の対象となる期間に適用されている法令諸基準等への準拠状況を、検査において確認・検証することを明確に規定していただきたい。	検査においては、従来より、検査対象となる業務が実施されたときに適用された法令諸基準等への準拠状況の検証を行っております。
9	公認会計士(監査法人所属)	I 検査の基本事項 4. 検査に当たっての検査官の留意事項	重要性の原則、監査の実効性の原則を入れていただきたい。「自己研鑽」にあるように、会社は生き物であり経済の動きに応じて企業行動はさまざまに変化します。そのため検査項目の重要性も変化するはずですし、検査のよって立つ監査の基準等も法律ではなく監査の現場で生きているものです。形式的な指摘のための検査に追いかけることをおそれます。	検査は、法令に基づき実施されるものであり、法令諸基準等への準拠性を検証するものです。 なお、審査会が公表した審査基本方針等においては、社会経済情勢の変化等を踏まえ事務年度ごとに「検査基本計画」を定めることと規定しております。

	提出者	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
10	監査法人	I 検査の基本事項 4. 検査に当たっての検査官の留意事項 (4)実態の把握	検査官は正確な実態を把握するように努めなければならない旨の記述がありますが、個々の事象の実態把握だけでなく、検査対象先全体の正確な実態把握に努めなければならない旨の記述を追加すべきと考えます。 (理由) サンプリングに基づく検査により不備が発見された場合には、それを以って個々の事象の正確な実態把握は可能ですが、検査対象先全体の正確な実態把握は必ずしも可能ではありません。この点は、重要であるために明示すべきと考えます。	「正確な実態を把握」とは、個々の事象のみならず、検査対象先全体の正確な実態把握にも努めなければならないという趣旨で規定しております。 なお、当該趣旨については、研修等を通じて検査官に周知しております。
11	日本公認会計士協会 公認会計士	I 検査の基本事項 4. 検査に当たっての留意事項 (5)自己研鑽	自己研鑽に関連して、各検査官の自己研鑽に依存することなく、検査官が検査に関する基本指針のみならず、I 3. (2)②に記載されている法令諸基準等を十分に理解し、個人的に偏向のない検査を実施できるよう、審査会が研修等を適時に行っていくことも重要であり、そのような規定が加えられることが望ましいと考える。	検査官の専門知識・能力等の一層の向上のため、検査官に対して研修等を実施するとともに、今後とも、検査の質の維持・向上のための諸施策に取り組んでまいりたいと考えております。 なお、検査官の検査手法についてご意見がある場合は、検査モニター制度をご活用ください。
12	日本公認会計士協会	I 検査の基本事項 4. 検査に当たっての検査官の留意事項 (2)効率的な遂行 II 検査実施手続等 1. 全般的留意事項 3. 立入検査の留意事項 (6)効率的かつ効果的な検査の実施 4. 検査資料の徴求 (1)既存資料の有効利用	検査官にとって効率的であることは、必ずしも検査対象先にとって効率的とはならないので、検査対象先の負担軽減について十分な配慮を望みたい。 検査期間において様々な追加資料の提出を求められ、膨大な作業負担が検査対象先に生じており、また、監査調書を検査会場に止め置くために、監査業務の阻害要因となっていることにも十分な配慮を行っていただきたい。	効率的に検査を実施することがひいては検査対象先の負担軽減に資するものであると考えます。また、検査の実施に際しても検査対象先の負担軽減に十分配慮しております。 なお、検査対象先において資料等の期限内提出が困難、あるいは監査業務のために監査調書が必要な場合には、主任検査官に申し出てください。

	提出者	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
13	監査法人	Ⅱ 検査実施手続等 2. 検査予告	原則として、検査対象先の責任者に対して立入検査前の予告を行うことを規定していますが、立入検査予定日の例えば1週間前というように具体的に示すことが望ましいと考えられます。 (理由) 検査予告は、検査の効率性の観点から導入されていることから、必要十分な準備期間が検査対象先に確保される必要があるためです。	予告から立入検査着手までの期間は、検査の目的、範囲等により区々であり、標準的な予告期間を明示することは困難です。 なお、これまでに実施した検査においては、概ね1週間程度の予告期間を設けております。
14	公認会計士(監査法人所属)	Ⅱ 検査実施手続等 2. 検査予告	検査に入ること自体が業務等に現実に影響を与えることを考慮して予定検査期間の日数、検査官の分担等を知らせる必要があると考えます。	検査期間は、検査の目的、範囲等のほか、検査対象先の規模、特性等により区々であり、予定検査期間を明示することは困難です。 検査官の人数及び氏名は、Ⅱ 3. (1)「重要事項の説明」において、検査官名簿により示します。
15	公認会計士(監査法人所属)	Ⅱ 検査実施手続等 2. 検査予告	「検査予告」について被検査事務所等の繁忙期をはずして日付を決められることと思いますが、予告なしの立入検査は裁判所の令状があることを条件とする必要があります。	検査は、公認会計士法の規定に基づき、合議体である審査会の検査命令により実施します。なお、行政の検査においては、裁判所の令状は必要ないものとされています。
16	日本公認会計士協会 監査法人	Ⅱ 検査実施手続等 2. 検査予告	「検査予告」において、予告なく立入検査を実施することができる場合として、「実効性ある実態把握の観点から必要と認める場合には」とされているが、もっと具体的かつ限定的に要件を明示していただきたい。 予告して立入検査を実施する場合には、書面(検査実施通知書)により通知するが、予告なく立入検査を行う場合にも、その理由及び立入検査着手日や検査基準日等の検査実施の内容を明確にした書面を提示する必要があると思われる。	審査会の検査は、原則として立入検査着手前に予告を行います。なお、予告・無予告の別は、検証目的及び検査対象先の業務運営状況等を総合的に勘案して決定します。 予告なく立入検査を行う場合、検査実施の内容の説明は、Ⅱ 3. (1)「重要事項の説明」において書面で行います。 ただし、上記の判断内容を示すことにより検査の実効性を損ねる可能性が高いことから、予告なく立入検査を行う理由を明示することはできません。

	提出者	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
17	日本公認会計士協会	Ⅱ 検査実施手続等 2. 検査予告	検査実施通知書には、検査対象となる期間も記載されるべきである。検査を受ける側においては、品質管理レビューの対象となった期間について基本的に検査が行われるものと考えているが、そうであるのかどうかを明確に規定していただきたい。 また、「検査基準日」にどのような意義があるのか理解しがたいので、説明を追加していただきたい。	書面(検査実施通知書)には、検査基準日を記載しております。 検査では、原則として検査基準日までの状況を検証します。なお、個別監査業務の検証に当たっては、検査基準日までの期間の中から検査対象とする期間を示しますが、品質管理のシステムの検証を含めた検査全般でみれば、検査基準日が検査の基準となります。 ただし、検査において問題点が認められた場合には、問題点に係る状況について、検査基準日以降についても検証することとしております。
18	監査法人	Ⅱ 検査実施手続等 3. 立入検査の留意事項	主任検査官は、検査命令書及び検査証票の提示に併せて、検査対象先の責任者に対して検査官の人数及び氏名を示すべきと考えられます。 (理由) 検査対象先においてはセキュリティの観点から入退室をカードで行っている例が多いと想定されますが、検査官の人数、氏名の通知がないと、いわゆるビジーカードの貸与によるセキュリティ管理ができないためです。	Ⅱ 3. (1)「重要事項の説明」の中で、検査官名簿により検査官の人数及び氏名を示します。 なお、追加又は変更する場合も、その都度主任検査官より通知します。
19	監査法人	Ⅱ 検査実施手続等 3. 立入検査時の留意事項 (1)重要事項の説明	原則として書面にて説明をしていただきたい。 また、原則として検査対象項目及び当該項目の検査に必要な提出資料又は借用資料の要請を書面にて事前に提示することを記載いただきたい。 (理由) 重要事項について事前に書面にて通知を行うこと及び対象項目及び要請資料を提示することは、検査の目的の周知、検査の効率的な遂行という観点及び検査対象先の対応の負担軽減という観点からも有効と考える。	重要事項の説明は書面にて行い、その中で検査に必要な提出資料又は借用資料について提示します。 なお、監査事務所により資料の名称が異なっていることから、事前に提示できない場合があります。

	提出者	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
20	監査法人	Ⅱ 検査実施手続等 3. 立入検査の留意事項 (5) 検査対象先の就業時間への配慮	検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとされ、その具体的方策として検査対象先の就業時間への配慮が示されています。これに加えて、立入検査を行う時期に関して検査対象先の繁忙期に配慮する旨についても示すべきと考えられます。 (理由) 検査対象先の繁忙期に配慮した検査の実施は、検査の効率の観点から重要だと思われるためです。	決算期が特定の時期に集中している現状は理解しておりますので、検査の時期については最大限配慮しております。 また、検査において実施する業務執行社員等に対するヒアリングについても、監査業務等に支障がないように留意することとしております。
21	監査法人	Ⅱ 検査実施手続等 3. 立入検査の留意事項 (6) 効率的かつ効果的な検査の実施	効率的かつ効果的な検査の実施の観点からは、検査マニュアルの整備とその運用に関する内容を盛り込むべきと考えられます。 (理由) 検査官の個人的技量に依存しない、効果的かつ効率的な検査の観点からは、検査マニュアルの整備・運用が不可欠であり、また、結果として検査対象先にとってみれば公平な検査を受けることの機会が確保されることが考えられるためです。	審査会の検査では、検査対象先の業務が法令諸基準等に準拠して実施されているかどうかについて検証することとしていますが、これらの内容はすべて公表されており、監査業務はこれらに基づいて実施されているものと考えております。審査会としては、これらの内容を検査マニュアルとして改めて示す必要はないものと考えております。
22	日本公認会計士協会	Ⅱ 検査実施手続等 3. 立入検査の留意事項 (7) 業務運営上の問題の把握	「業務運営上の問題」、「内部管理」、「品質管理」、「管理上の問題」等の用語が使用されているが、これらの意味するところと相互の関係について明確にしたい。	当該規定の趣旨は、検査において認められた問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、問題の発生原因を追究するということにあります。したがって、ご意見を踏まえ、この趣旨を明確にするため、Ⅱ 3. (7)を以下のとおり修正致しました。

	提出者	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
22				<修正前> (7) <u>業務運営上の問題の把握</u> 検査官は、検査において認められた<u>業務運営上の問題</u>について、<u>事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令諸基準等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理や品質管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追</u>究する。 <修正後> (7) <u>事実関係及び経緯等の分析</u> 検査官は、検査において認められた問題について、<u>事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令諸基準等に抵触するか否かの検証にとどまらず、問題の発生原因についても追究する。</u>
23	公認会計士(監査法人所属)	Ⅱ 検査実施手続等 4. 検査資料の徴求	帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料を借用する場合は、裁判所の管理の下、裁判所の令状を条件とする必要があります。借用書の作成程度では関与先との守秘義務違反に耐えることはできないと考えます。	検査は、公認会計士法第46条の9の2第2項の報告(品質管理レビューの報告)に関して、同法第49条の4第2項の規定により委任された同法第46条の12第1項及び同法第49条の3第2項の規定に基づき、帳簿書類その他の物件を検査します。 また、検査部局は、検査関係情報等について国家公務員法上の守秘義務を負っています。 なお、行政の検査においては、裁判所の令状は必要ないものとされています。

	提出者	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
24	監査法人	Ⅱ 検査実施手続等 6. 立入検査の終了	立入検査の終了と検査事項確認手続終了とは、どのように違うのか明確にしていきたい。また、立入検査終了手続の事務処理等についても説明を加えていきたい。 なお、立入検査の終了に際しては、事実関係及び評価に関して十分な意見交換の場としてミーティングを開催することを明文化してはどうか。 (理由) 「被検査事務所等との間に生じた認識の相違の有無について被検査事務所等の責任者に対して確認した上で立入検査を終了する」とされているが、金融検査では、立入検査終了手続(エグジット・ミーティング)において、(評定の)認識の一致、相違を確認するとされている。 意見申出制度上も金融検査においては、立入検査終了後3日以内とされているのに対し、本基本指針(案)では、検査事項確認手続終了後3日以内とされている。 このように、他の検査制度とも事務処理面で異なること及び検査事項確認手続については本基本指針(案)において事務処理の説明がなされているが、立入検査の終了手続については示されていないことを勘案すると、検査対象側の適切な対応を図る観点から説明を加えることが有効と考える。	立入検査終了の際に行う確認とは、Ⅱ 3. (8)に規定する書面(確認書)の内容について、主任検査官と被検査事務所等の責任者との間で意見交換を行うものです。 検査事項確認手続は、審査会事務局において確認書をもとに問題点を整理した上で主任検査官が総括して問題点を伝達し、被検査事務所等の最終的な認識を確認するものです。これについて意見がある場合は、意見申出書を提出することができます。 ちなみに、審査会の検査における検査事項確認手続は、検査を終了するまでの最終的な手続であり、金融検査における立入検査終了手続(エグジット・ミーティング)及び証券取引等監視委員会の検査における講評に相当します。 上記のとおり、審査会の検査では、検査を終了するに当たって、立入検査終了の際のほかに、検査事項確認手続においても被検査事務所等の認識を確認することとしています。
25	公認会計士(監査法人所属)	Ⅱ 検査実施手続等 7. 検査事項確認手続 8. 意見申出制度	意見相違事項は主任検査官と被検査事務所等の責任者の間で生じているもので、これを文書化し双方持ち帰る必要があります。監査法人内ではこれについて事実関係を再調査し社員会に諮り意見をまとめなければなりません。主任検査官の意見が文書化されていなければ何に対して意見を申し出ればいいのか判然としません。 よって意見申出書の提出期間は、意見相違事項が文書として双方かわされたときから1ヶ月が相当と考えます。	検査においては、Ⅱ 3. (8)に規定する書面(確認書)において事実関係を示し、十分に議論を行った上で記載を求めることとしており、確認書において監査事務所の意見を回答する機会を設けております。 なお、意見申出制度は、立入検査において、検査官と被検査事務所等との間で十分な議論を行っても、なお、認識の一致に至らなかった事項を対象としているものであり、新たな論拠等による主張の場ではないことから、現行の規定としております。

	提出者	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
26	監査法人	Ⅱ 検査実施手続等 8. 意見申出制度 (2)意見申出制度の概要 ①意見申出書の提出等	制度運用に当たって被検査事務所等は、7. (1)①にある書面の入手が必須である。書面を利用した口頭の説明は受けたが、説明会終了後回収されるため手許に書面が残らない。 この状態で被検査事務所等が意見申出書を作成するのは極めて困難であり、7. (1)①にある書面の交付をお願いしたい。	Ⅱ 7. (1)①の書面は、主任検査官が、立入検査における十分な議論に基づいて、検査事項確認手続において総括して問題点等を伝達するに当たり、被検査事務所等の責任者の認識の明確化を図る趣旨で作成するものです。しかしながら、確認書において事実関係及び問題点等を示し、十分に議論を行った上で記載を求めていること、当該書面は審査会としての最終的な見解ではないことから、手続終了後に回収するものです。
27	日本公認会計士協会	Ⅱ 検査実施手続等 9. 検査結果の通知	「検査結果の通知」において、検査結果の通知は、被検査事務所等の責任者ではなく、代表者に対して交付されるべきではないかと考える。	ご意見のとおり、被検査事務所等の代表者に対して交付することとしています。ただし、代表者を欠くという例外的な場合も想定されるので、Ⅱ 2. 「検査予告」において、責任者(代表者又は検査対応の責任者をいう。)と規定しております。
28	公認会計士(監査法人所属)	Ⅲ 検査結果等の公表 1. 勧告に至った事案の公表	ホームページ上等で勧告を公表されることは、被検査事務所等にとっては大変重要なことです。むしろこの制度自体が罰のために設けられているのではとの印象を受けます。公表の前に審査会の通知に不服がある場合の手続きを明文化する必要があるのではないのでしょうか。 その場合、検査は審査会により行われることに鑑み、被検査事務所等と検査結果について意見が異なる場合には第三者機関による評価が当然に必要になると考えます。	Ⅱ 8. に規定しているとおり、立入検査において、検査官と被検査事務所等との間で十分な議論を行っても、なお、認識の一致に至らなかった事項については、意見申出制度を設けております。 意見申出制度において提出された意見については、審査会(学者、公認会計士、実業界等幅広い分野の委員により構成される合議体)が専門的・中立的立場から判断を行います。 なお、第三者機関への申立制度を設けることとしていないのは、審査会の検査は、いわゆる行政調査(適切な行政上の対応を行うための準備としての調査)の一つであり、行政処分ではないことによります。

	提出者	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
29	公認会計士	その他	この指針には盛り込まれていませんが、監査事務所からの相談ないし質問を受けるという方針はないのでしょうか。事務所の運営において、不明な点が多く、公認会計士協会や金融庁にも聞きながらやっていますが、そこでオーケーとされたことも審査会の検査でノーと言われた事例もあると聞いております。直接、審査会に聞いて確認できるシステムをぜひともお作りいただければ、各監査事務所においても品質管理の整備に非常に有効なものと思われます。	監査事務所の運営に関する一般的な質問は、監査事務所に対する監督権を持つ金融庁か、自主規制機関である日本公認会計士協会にお問い合わせください。 なお、立入検査において、検査官と被検査事務所等との間で十分な議論を行っても、なお、認識の一致に至らなかった事項については、意見申出制度を利用することができます。